ロ　（略）	ロ　（略）
ハ　国際経済事情激変事業適応	（新設）
①　国際経済事情激変事業適応による生産性の向上に関する目標 計画終了年度における国際経済事情激変事業適応を実施する事業者単位の計算において、次のいずれかとする。 ⑴　減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の額を総資産の額で除した値を百分率で表した値が、基準年度における当該値より二以上上回ること。 ⑵　固定資産回転率の値が、基準年度における固定資産回転率の値より五パーセント以上上回ること。 ⑶　従業員一人当たり付加価値額の値が、基準年度における従業員一人当たり付加価値額の値より六パーセント以上上回ること。 ⑷　上記⑴から⑶までのいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標が改善すること。	
②　国際経済事情激変事業適応による新たな需要の開拓に関する目標 計画終了年度において、事業適応に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値（当該値が正の値である場合に限る。）が、過去五事業年度における当該商品又は当該役務が属する業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から三以上上回ること。	
三　財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項	三　財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項
主務大臣が法第二十一条の二十二第四項の規定により認定を行うに当たっては、次のイ、ロ又はハに掲げる事業適応の類型に応じ、同イ、ロ又はハに定める事業適応を実施する事業者全体における財務内容の健全性の向上に関する目標（これに加えて、当該事業者の業態の特性等の固有の事情を勘案して柔軟に判断を行うものとする。）の達成が見込まれることを認定の要件とする。	主務大臣が法第二十一条の二十二第四項の規定により認定を行うに当たっては、次のイ又はロに掲げる事業適応の類型に応じ、同イ又はロに定める事業適応を実施する事業者全体における財務内容の健全性の向上に関する目標（これに加えて、当該事業者の業態の特性等の固有の事情を勘案して柔軟に判断を行うものとする。）の達成が見込まれることを認定の要件とする。
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　国際経済事情激変事業適応　次の①及び②を満たすこと。	（新設）
①　事業適応計画の終了年度における有利子負債合計額から、現金預金及び信用度の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額を控除した額を、当該終了年度における留保利益の額に減価償却費及び前事業年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が十以下となること。	
②　事業適応計画の終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。	
2　事業適応の内容に関する事項	2　事業適応の内容に関する事項
一　事業適応の定義に関する事項	一　事業適応の定義に関する事項
イ～ニ　（略）	イ～ニ　（略）